

その他の法改正

【実施方針の策定の見通し等の公表(法第10条の2)】



公共工事について「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、国・地方公共団体等に義務付けられているのと同様に、PFIにおいても公表制度を導入する。

これによりPFI事業のよりいっそうの

- ① 入札・契約の過程、内容の透明性の確保
- ② 入札・契約参加者の公正な競争の促進
- ③ 公共工事の適正な施行の確保

等をはかる。

【概要】

1. 実施方針の策定の見通しの公表

- ・ 公的主体は、毎年度実施方針の策定の見通しの公表を義務付け
- ・ ただし実施方針の策定の見通しがない場合には不要

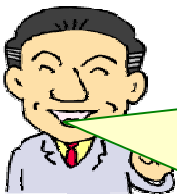
※具体的な公表内容・手続等については、今後、内閣府令で規定

2. 事業契約の公表

- ・ 公的主体は、事業契約の内容のうち一定の事項の公表を義務付け

※具体的な公表内容・手続等については、今後、内閣府令で規定

【職員の派遣等についての配慮(法第18条の2)】



公共施設によっては、公的主体が長年経営を行ってきた施設など、民間事業者が施設運営に必要なノウハウを十分に有していないものも存在します。

そこで、そのような事業に対しては「民間事業者がPFI事業を立ち上げる際の支援として、公的主体は必要に応じ、職員の派遣や出張等の配慮を加えるよう、努めるものとする」。としています。

【民間資金等活用事業推進会議の設立(第20条の2、第20条の3)】



今後、PFI事業規模の倍増等、PFIの更なる推進が必要なため政府一体としてPFIの強力な推進体制を整備する一環として

「民間資金等活用事業推進会議の設立」し

- ① 総理大臣を会長とする閣僚級の会議を設置
- ② 会議は、基本方針の案の作成、関係行政機関相互の調整等を実施としています。

(内閣府 PFI法改正法に関する説明会資料より)